

平成 18 年 1 月 18 日
財 務 省

日仏租税条約の改正交渉の開始について

日本国政府は、仏政府との間で、日仏租税条約の改正交渉を開始することになりました。

第 1 回の正式交渉は、来たる 1 月 25 日（水）よりパリにおいて行うこととしております。

今回の改正は、1996 年に発効した租税条約の改正になります。

【参考】

正式名称：所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約

署名： 1995 年（平成 7 年）3 月 3 日

発効： 1996 年（平成 8 年）3 月 24 日

連絡・問い合わせ先：主税局参事官室
TEL：03-3581-9328（ex 2453、2460）